

定 款

(令和5年6月23日 現在)

株式会社 カノークス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社カノクスと称する。
ただし、英語を用いるときは、CANOX CORPORATIONとする。

(目 的)

第 2 条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。

- 1 鉄鋼、鉄鋼加工品、非鉄金属、非鉄金属加工品、化学製品、機械、器具、照明機械器具の販売および輸出入業ならびに鉄鋼、非鉄金属の加工
- 2 不動産の所有、管理および賃貸借
- 3 倉庫業
- 4 一般貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業
- 5 発電および売電に関する業務
- 6 農作物の生産および販売業務
- 7 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を名古屋市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 1. 当社の公告は、電子公告により行なう。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は1,944万3,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増し)

- 第8条 1. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求することができる。
2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める単元未満株式の買増し請求をすることができる権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 1. 当社は株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第12条 1. 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(定時および臨時株主総会)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(総会の議長)

- 第14条 1. 株主総会の議長は社長がこれにあたる。
2. 社長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、代理権を証明する書面を当社に差し出さなければならない。

(決議方法)

- 第17条 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当社に取締役15名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第19条 1. 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 1. 取締役会の決議によって、取締役中より会長1名、社長1名を選定できるほか、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
2. 取締役会の決議によって、役付取締役より代表取締役を選定する。

(取締役会の招集)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(取締役の報酬等)

- 第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の権限)

- 第24条 取締役会は当社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(職務)

- 第25条 1. 会長または社長は、取締役会の決議にもとづき会社全般の業務を統括する。
2. 副社長、専務取締役および常務取締役は、会長および社長を補佐し、日常業務を執行する。
3. 会長および社長ともに事故があるときは、副社長または専務取締役がその職務を代行する。
4. 前三項にいう会長は代表取締役の場合とする。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(名誉会長、相談役および顧問)

第28条 取締役会の決議をもって、名誉会長、相談役または顧問を置くことができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第31条 当社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

第32条 1. 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第33条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役および常任監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定し、必要に応じ常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(社外監査役との責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

(補欠監査役)

- 第39条
1. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条第2項の規定を準用する。
 3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査役会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第43条
1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条
1. 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
 2. 未払いの配当金には利息をつけない。

令和5年6月23日

株式会社 カノークス